

平成30年度三重まるごと自然体験促進業務委託仕様書

1 目的

三重県が誇る海・山・川などの豊かな自然を、体験というサービスにして活用、提供することにより、県内外から多くの人を呼び込むとともに、自然の大切さへの理解の醸成を図るため、都市圏や県内でのイベント開催、中京圏でのプロモーション活動等を通じて、本県の「自然」及び「自然体験プログラム」の魅力を県内外に情報発信し、地方への新たな人の流れを創出することを目的とします。

2 業務内容

(1) 中京圏エリアでのプロモーション活動（1件以上）

- 県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、中京圏エリアを対象としたプロモーション活動を実施する。
- プロモーション活動については、ターゲットとする年代層や効果的な活動時期などを明確にしたうえで、三重の自然体験活動の認知度が高まる演出を図るものとする。
- 活動にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(2) 関東圏でのアウトドアに関連するイベントへの出展（1件）

- 県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、関東圏で開催されるアウトドアに関連するイベントへの出展を行う。
- 出展するイベントは県が指定するイベント「モンベルクラブ2018年秋フレンドフェア横浜」（開催日は平成30年11月3及び4日（予定））とする。なお、県が指定するイベントへの出展料は受託者の負担とする。
- 出展ブース（4小間（1小間：間口2.7m×奥行3.5m程度））については、アウトドアに関心のある客層をターゲットとした演出を図るものとする。
- 出展ブースの展示・装飾費用を含むこととする。
- 出展にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(3) 関西圏でのアウトドアに関連するイベントへの出展（1件）

- 県内の「自然」及び「自然体験プログラム」をPRするため、関西圏で開催されるアウトドアに関連するイベントへの出展を行う。
- 出展するイベントは県が指定するイベント「モンベルクラブ2018年秋フレンドフェア大阪」（開催日は平成30年10月27及び28日（予定））とする。なお、県が指定するイベントへの出展料は受託者の負担とする。
- 出展ブース（4小間（1小間：間口2.7m×奥行3.5m程度））については、アウトドアに関心のある客層をターゲットとした演出を図るものとする。
- 出展ブースの展示・装飾費用を含むこととする。
- 出展にあたっては県内の市町、活動団体等と連携すること。

(4) 県内事業者向け交流会及び懇親会の企画、設営及び運営（1件）

- 県内の活動団体等が一堂に会する交流会に関して企画、会場の設営及び運営管理を行う。

- 交流会とは、県が企画する「(仮称)三重まるごと自然体験ネットワーク第3回交流会(於:三重県勤労者福祉会館 講堂)」(開催日は平成30年7月2日)とする。
- 交流会の内容としては、基調講演(1題)、活動団体からの事例発表(3団体程度)、等を予定している。
- 講師等については、県で決定することとし、講師への報償費及び旅費は含まないものとする。
- 交流会終了後、活動団体同士がより交流を深める懇親会(会費制、於:ル・ベールアスト店)を開催するものとする。懇親会では、交流を深める演出を企画すること。
- 交流会及び懇親会にかかる会場費等の費用を含むこととする。

(5) 県民向け自然体験紹介イベントの企画、設営及び運営(1件)

- 県内の活動団体等が一堂に会し、自然体験活動の紹介を行うイベントに関して企画、会場の設営及び運営管理を行う。
- 会場内では、県内での自然体験活動団体等が魅力の紹介を行うとともに、来場者が参加できる自然体験を行うなど、PR効果のある演出を行うこと。
- イベント規模については概ね2500名以上の来場者数が見込めるものとする。(前年度の来場者実績2300名)
- 会場内装飾にかかるステージ、音響機器、机、椅子、展示用パネル、展示ブース等の資機材費用及び会場使用料等の費用を含むものとする。
- イベント実施にあたっての必要な保険への加入、行政機関等への必要な事務手続きを行うこと。
- イベントに出展するブース数は、三重まるごと自然体験ネットワーク会員から30ブース程度とする。
- 基本のブースサイズについては、間口2.7m×奥行3.0m程度とするが、県と協議のうえ、出展内容や会場レイアウトに合わせて変更を可能とする。
- ステージイベント内容については、県と協議のうえ決定し、運営マニュアル等を作成すること。
- イベント開催の周知については、県による情報提供のほか、集客に効果的な手法を行うこと。

(6) 告知ツールの作成

- イベント等で活用するため、県内の「自然体験」などを紹介するチラシ等の告知ツールを作成する。
- 作成する部数や種類などについては、上記(1)から(5)までの内容を踏まえたものとする。

3 業務完了後の提出書類

業務完了後、委託期間内に、本業務の実施内容、成果、本業務における課題及び今後の展開に対する提案、その他必要と考えられる事項が含まれた業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

4 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託期間内においては月1回以上、三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (3) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。